



平成 28 年 1 月 6 日

各 位

会 社 名 東 洋 鋼 鉄 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 隅 田 博 彦
(コード番号 5453 東証第一部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 管 理 担 当 兼 総 務 部 長 大 楽 高 嗣
(TEL 03-5211-6200)

**株式会社富士テクニカ宮津株券等（証券コード 6476）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

東洋鋼鉄株式会社（以下、「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 27 年 10 月 6 日付プレスリリース「株式会社富士テクニカ宮津株券等（証券コード 6476）に対する公開買付けに関するお知らせ」において公表しましたとおり、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応を終えること等一定の条件（詳細は、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）が充足されることを条件に、株式会社富士テクニカ宮津（コード番号 6476 東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）上場、以下、「対象者」といいます。）の普通株式（以下、「対象者株式」といいます。）の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を一連の取引によって取得することを決定しておりました（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）。

今般、中国の競争法に基づく必要な手続き及び対応が完了し、その他公開買付者が第一回公開買付け（後に定義します。）を開始する条件が充足されたため、公開買付者は、本日、第一回公開買付け（後に定義します。）を開始することを決定いたしました。

公開買付者は、本取引の第一段階として、本日現在、対象者の主要株主である筆頭株主のフェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合（以下、「PCP9」といいます。）が所有する対象者株式 11,262,112 株（株式所有割合（注）82.13%。以下、当該所有に係る株式を「PCP9 所有株式」といいます。）の全てを取得することを主たる目的として、公開買付け（以下、「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。公開買付者は、平成 27 年 10 月 6 日付で、PCP9 との間で、PCP9 がその所有する対象者株式の全てについて第一回公開買付けに応募することに合意しております（以下、「本応募契約」といいます。なお、この合意の詳細は、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

（注）「株式所有割合」とは、対象者が平成 27 年 11 月 6 日に提出した第 60 期第 2 四半期報告書（以下、「対象者第 60 期第 2 四半期報告書」といいます。）に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の発行済株式総数 13,714,803 株から、対象者が平成 27 年 11 月 6 日に公表した「平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下、「対象者平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の対象者が所有する自己株式（1,678 株）を控除した株式数（13,713,125 株）に占める割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。以下同じです。

第一回公開買付けが成立した場合には、第一回公開買付けの買付価格（626 円）よりも高い価格である 930 円を買付価格として、PCP9 を除く一般株主の皆様が所有する対象者株式を取得するために第二回目の公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。）を行う予定です。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、平成 27 年 10 月 6 日付「株式会社富士テクニカ宮津株券等（証券コード 6476）に対する公開買付けに関するお知らせ」において公表しましたとおり、同日付の取締役会決議において、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を本取引によって取得することを決定いたしました。

公開買付者は、本取引の第一段階として、PCP9 所有株式 11,262,112 株の全てを取得することを主たる目的として、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応を終えること等一定の条件（本応募契約上の PCP9 の表明保証の真実性・正確性、法令その他に基づく第一回公開買付けに対する制限等の不存在、法令上の撤回可能事由の不存在、PCP9 による同契約上の義務の履践、対象者の取締役会による賛同意見の表明を含みます。以下同じです。詳細は、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）が充足されることを条件として、第一回公開買付けを実施することを決定しておりましたが、今般、中国の競争法に基づく必要な手続き及び対応が完了し、その他公開買付者が本公開買付けを開始する条件が充足されたため、公開買付者は、本日、第一回公開買付けを開始することを決定いたしました。公開買付者は、平成 27 年 10 月 6 日付で、PCP9 との間で、PCP9 がその所有する対象者株式の全てについて第一回公開買付けに応募することに合意しております（この合意の詳細は、後記「(4) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。）。

第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限を PCP9 所有株式と同数の 11,262,112 株（以下、「本下限」といいます。）と設定しております。第一回公開買付けに応募された株券等（以下、「応募株券等」といいます。）の総数が本下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、PCP9 を除く一般株主の皆様が所有する対象者株式を取得するために第二回公開買付けを開始します。第二回公開買付けは、公開買付者が第一回公開買付けで取得する対象者株式及び対象者の自己株式を除く、対象者株式の全てを取得することを目的とします。第二回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下、「第二回公開買付け価格」といいます。）は、第一回公開買付けにおける対象者株式の買付け等の価格（以下、「第一回公開買付け価格」又は「本公開買付け価格」といいます。）626 円に比べて 304 円（48.6%（小数点以下第二位を四捨五入。以下同じです。））高い 930 円を予定しております。第二回公開買付け価格の詳細は、後記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。

本件両公開買付けは一体の取引であり、対象者の株主の皆様には、第一回公開買付けに続けて第二回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、又はいずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくこととなります。第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確実となりますため、対象者の株主の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定しておりません。

対象者が本日公表した「東洋鋼板株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催された取締役会において、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格については、(i)第一回公開買付けについては、公開買付者と PCP9 との交渉により両社で合意したものであり、PCP9 のみが応募す

ることが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、(ii)少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、その妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねることを決議したとのことです。また、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付けが第一回公開買付け価格よりも高い価格での第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は本日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきと考える旨を併せて決議したとのことです。対象者の意思決定の過程に係る詳細については、後記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

公開買付け者は、対象者を公開買付け者の完全子会社とすることを目的としているため、本件両公開買付けによって、公開買付け者が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、第二回公開買付け後に、対象者の株主を公開買付け者のみとするための一連の手続き（詳細については、後記「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」をご参照ください。）を実施する予定です。

(2) 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針

公開買付け者は、昭和9年に日本で民間初のぶりきメーカーとして創業して以来、“鉄”にこだわり、順調に事業の拡大を続け、昭和24年5月に東京証券取引所（現株式会社東京証券取引所。以下、「東京証券取引所」といいます。）に上場いたしました。

公開買付け者は、表面処理鋼板のパイオニアとして、長い歴史で培った豊富な知識とノウハウを原動力に、圧延、表面処理、ラミネート（鋼板の表面にポリエステル樹脂を熱圧着すること）等の公開買付け者固有の技術をもとに、アルミや樹脂等鉄以外の分野への進出も果たし、公開買付け者グループ（公開買付け者並びに子会社11社及び関連会社3社から構成され、以下、総称して「公開買付け者グループ」といいます。）においては、「永続的に有益な価値を提供し、地球環境や社会の進歩に貢献します。」という揺るぎない経営理念のもと、ぶりき、ティンフリースチール（ぶりき原板に電解クロム酸処理等を行った鋼板）等の鋼板及び鋼板の加工品・容器用機能フィルムの製造販売（鋼板関連事業）、磁気ディスク用アルミ基板・光学用機能フィルムの製造販売（機能材料関連事業）、並びに梱包資材用帯鋼・機械器具・硬質合金の製造販売（その他事業）を主な事業として、お客様にご満足いただける製品・サービスを提供し続けてまいりました。

公開買付け者グループは、平成25年5月に策定した「グループ中期経営計画“TK WORKS Beginning”」において、「既存事業の基盤強化」、「グローバル市場への積極的参入」並びに「新規事業の創出」を事業戦略に掲げ、企業価値の向上に取り組む中で、既存事業の施策の一部として、自動車産業向けにハイブリッドカー用電池部品・燃料パイプ・マフラー・ドアインサート材等の製品の拡販や用途拡大を図っております。また、硬質合金、樹脂用金型及び表面改質を含む硬質材料事業においては、プレス金型の表面改質事業の強化を図る等自動車関連ビジネスに積極的に取り組んでおります。

一方、対象者によれば、対象者は、自動車車体用プレス金型業界に属し、昭和32年の設立以来、一貫して日本のモータリゼーションとともに歩み、国内外の自動車メーカーに自動車車体用のプレス金型を製造・販売し、平成10年に日本証券業協会（現東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード）。以下、「ジャスダック」といいます。）に店頭登録を行ったとのことです。対象者グループは、対象者、子会社3社及び関連会社4社により構成されており、自動車用プレス金型事業を主たる業務としております。

対象者は、平成22年9月に主要取引金融機関である株式会社静岡銀行（以下、「静岡銀行」といいます。）等とともに、株式会社企業再生支援機構（現株式会社地域経済活性化支援機構。以下、「支援機構」といいます。）に対して事業再生計画に対する支援申請を行い、支援決定を受けたとのことです。そして、対象者は、平成22年12月に、支援機構及び静岡銀行に対して第三者割当増資を行い、支援機構は対象者の筆頭株主と

なり、また、静岡銀行からは、主要金融機関及び株主として、継続的な支援を受けることになったとのことです。

そして、平成25年5月に、支援機構から、PCP9（無限責任組合員はフェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社、有限責任組合員はフェニックス・キャピタル株式会社及び日本リバイバル・インベストメント株式会社。以下、これら3社のPCP9の組合員を総称して「フェニックス・キャピタルグループ」といいます。）へと筆頭株主が代わって以降、静岡銀行による事業再生後のリファイナンスが実施され、対象者は、フェニックス・キャピタルグループと共に、管理体制の一層の強化による個別案件の採算性の向上、更なる固定費の削減、製造工程見直し等による原価低減等を実現し、また対象者の金型の技術力及び自動車メーカー各社との強固な取引関係と、フェニックス・キャピタルグループの持つ過去30社を超える企業を支援してきた経験・知見を有効に活用することで、対象者の更なる成長を実現し企業価値を高めてきた、とのことです。

このような中、公開買付者は、今後も成長が見込まれる自動車産業への事業拡大を一層進め、今後も激化する自動車業界における競争を勝ち抜くべく、公開買付者の中期経営計画に基づく事業戦略の検討を行った結果、対象者の完全子会社化も視野に入れた本取引の可能性に関して、平成27年4月上旬に、対象者の主要株主である筆頭株主のPCP9の組合員であるフェニックス・キャピタルグループに対して打診を行いました。以降、同グループとの間で協議を重ね、平成27年6月上旬、公開買付者は、フェニックス・キャピタルグループに対して本取引に関する提案を行い、同グループより前向きに検討する旨の回答を受けました。

これを受け、公開買付者は、平成27年7月上旬に、対象者に対しても本取引に係る提案を行い、対象者に対するデュー・ディリジェンスを、対象者の了解を得て開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成27年8月下旬に終了しております。）。その後、公開買付者は、平成27年8月下旬にフェニックス・キャピタルグループに対し本取引に関する提案を改めて行い、以後複数回にわたる協議・交渉を経て、平成27年9月上旬に第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も本取引の諸条件につき引き続き協議・交渉を行ってまいりました。また、公開買付者は、フェニックス・キャピタルグループと協議・交渉を続けるとともに、平成27年9月1日付で、対象者に対して本取引に関する提案書を提出し、本取引の概要、背景、完全子会社化のメリット、第二回公開買付価格の考え方等について説明を行いました。その後、対象者の独立委員会からの要望を受け、平成27年9月上旬より、完全子会社化の目的・必要性、本取引後の経営方針、従業員の雇用等に関する考え方等につき、独立委員会及び対象者に対してさらに説明を行ってまいりました。またそれらと並行し、第二回公開買付価格についても、独立委員会での審議・検討内容を尊重した対象者から引き上げ要請を受け、複数回にわたり対象者との間において協議・交渉を続けてまいりました。

以上の協議・交渉を経る中で、公開買付者及び対象者としては、互いに事業の性質上、相互補完的なメリットが認められ、戦略的提携関係を構築し、双方の所有する技術や経営資源を融合させることにより、両社の収益成長力を最大限に発揮することが可能となるとの判断に至りました。

具体的には、以下のような相乗効果が期待され、本取引が成立した場合には、対象者を含む公開買付者グループ全体として、更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

① 成長と技術革新が続く自動車産業分野への事業拡大

公開買付者としては、本取引を通じて対象者を公開買付者グループに迎えることで、今後も成長と技術革新が続くことが見込まれる自動車産業分野への事業拡大を図ることが可能となります。

また、対象者が一部を外注先に委託している自動車用プレス金型の部品加工を公開買付者グループにおいて内製化することで、業績の向上を図ることが可能となります。

なお、対象者においても、現在、自動車用プレス金型の受注が増加している中、中長期的には、公開買付者グループとの連携により、グループにおける内製化、及びそれに伴う一層の品質向上を目指すことが可能と考えているとのことです。

② 公開買付者の金型表面改質事業や樹脂成形事業と、対象者の金型事業における更なる発展

公開買付者においては、対象者が保有する自動車用プレス金型に関する優れたノウハウを共有することにより、公開買付者の金型表面改質事業や樹脂成形事業の技術力が強化されることで、競合他社に対する優位性を確保することが期待されます。

一方、対象者においては、公開買付者の金型表面改質技術等を活用することで、製品の更なる高付加価値化が期待され、また、双方の取引先との新たな関係構築やビジネスの深耕を行うことで取引の拡大が見込まれ、両社にとって一層の業績向上が期待されるとのことです。

③ グローバル市場における両社の事業拡大

対象者が強みを持ち、かつ成長著しい中国・アセアンにおいて両社の事業を一層拡大させるとともに、公開買付者が進出しているタイ、マレーシア及びトルコ等の拠点を効果的に活用することで、両社ともに海外における事業展開の強化及び業績の向上が期待されます。

④ 新素材の共同開発と加工の事業化

近年、ハイブリッド車、電気自動車、燃料電池車等の新たな自動車の開発が進展することと併せて、軽量化と安全性を両立する製品開発の需要が高まっており、炭素繊維複合材料に代表されるような新素材に注目が集まっております。このような需要に対応するには、新素材の開発及び加工技術の向上のために、経営資源を重点的に投入することが重要となります。

現在、公開買付者及び対象者でそれぞれ研究開発を進めておりますが、両社が一体となって経営資源を投入し、優れた技術を融合させることで、早期事業化を図り、新市場への参入を目指します。

公開買付者は、これらの事業展開を実現していく上では、中長期的な戦略的判断に基づく設備投資その他の諸施策において、迅速かつ柔軟な意思決定を行うことが必要になるものと考えております。また、かかる中長期的な戦略的判断に基づく諸施策の実行過程においては、短期的な対象者の業績の下振れリスク等、対象者の他の株主の皆様と公開買付者との利害が短期的には合致しない事態も予想されます。そこで、戦略実現に必要な意思決定の迅速性・柔軟性を確保し、株主間での利益相反の可能性を可及的に排除する見地から、公開買付者と対象者の関係を親子会社関係に留めるのではなく、対象者を公開買付者の完全子会社とし、一体のグループとして事業展開を行っていくことが、ひいては両社の企業価値向上に資するとの判断に至り、公開買付者は、平成 27 年 10 月 6 日付の取締役会決議において、公開買付者が対象者を完全子会社とすることを目的として、本件両公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、対象者によれば、対象者は、上記事業再生時の経緯により支配株主が約 82%の議決権を保有するという、上場会社としては歪な株主構成になっていることに加え、対象者の業態として短期間の業績は不安定になりやすく安定的な業績を維持するといった投資家の期待に継続して応えるのが困難であり、また、非公開化することにより対象者の営業戦略上も機動的かつ柔軟な対応が可能になり対象者の企業価値向上に資すると判断されることから、本件両公開買付けが成立した場合に、対象者を公開買付者の完全子会社とすることについては、対象者としても合理性があるものと考えているとのこと。

公開買付者は、対象者の完全子会社化後、対象者が現在注力している自動車用プレス金型事業のみならず、公開買付者を含めた広い事業領域において、両社事業の一体運営により、両社の既存事業における取引先との更なる関係構築やビジネスの深耕、成長市場での製品開発の強化と新市場の創出、グローバル市場におけるプレゼンス拡大等、現在策定中の公開買付者次期中期経営計画をより強固なものにしていく所存です。

同時に、公開買付者は、対象者の完全子会社化後も、対象者が日本の金型技術を守り発展させてきた役割を尊重し、対象者の事業特性や営業基盤、自動車用プレス金型事業における高度な技術、運営・体制の優れた点を十分に尊重した経営に留意した上、対象者の事業の一層の拡大と強化を図る予定です。なお、フェニックス・キャピタルグループより対象者の社外取締役として派遣されている三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏、並びに社外監査役として派遣されている滝口勝昭氏に関しましては、第一回公開買付けの決済日をもって、退任予定とのこと。公開買付者は、対象者に対して、取締役及び監査役として、若干名を派遣

することを想定しておりますが、フェニックス・キャピタルグループより派遣されている役員以外の全役員には、引き続き対象者の経営に関与していただく予定です。

そして、対象者の従業員を含めた現状の経営体制を尊重するとともに、国内外の競争激化に伴い業界再編が起こる中、日本の金型技術を守り発展させてきた役割を対象者の経営陣及び従業員の皆様と今まで以上に全うする方針です。

なお、公開買付者は、対象者を完全子会社とした後も、①「富士テクニカ宮津」の社名変更、②対象者を非存続（消滅）会社とする企業再編・事業再編等、及び③対象者従業員の雇用条件を悪化させる労働条件の変更の要求は行わない方針です。

（３）第一回公開買付価格の決定

第一回公開買付価格を決定するに際し、公開買付者は、前述のとおり、PCP9の組合員であるフェニックス・キャピタルグループとの間で交渉を行い、PCP9所有株式11,262,112株を1株当たり626円で取得することに合意しました。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を1株当たり626円としております。第一回公開買付けでは、PCP9所有株式のみが応募されることが想定されております。なお、第一回公開買付価格の決定の詳細については、後記「２．買付け等の概要」の「（４）第一回公開買付け及び第二回公開買付けにおける買付け等の価格の算定根拠等」の「①算定の基礎」及び同「②算定の経緯」をご参照ください。

（４）公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募等に係る重要な合意に関する事項

本件両公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、対象者の主要株主である筆頭株主のPCP9（所有株式数11,262,112株、株式所有割合82.13%）との間で、PCP9がPCP9所有株式の全てについて第一回公開買付けに応募する旨の本応募契約を平成27年10月6日付で締結しております。

公開買付者は、本応募契約において、公開買付者による第一回公開買付けの開始は、①本応募契約上のPCP9の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること、②第一回公開買付けを制限又は禁止することを求める司法・行政機関等によって提起された措置、訴訟又は手続きは係属しておらず、かつ、第一回公開買付けを制限又は禁止する旨の、法令、規則、規制若しくはガイドライン又は司法・行政機関等の判断等も効力を有していないこと、③金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）第27条の11第1項及び金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項に基づき第一回公開買付けの撤回の条件とすることができる事項が生じていないこと、④PCP9が履践すべき本応募契約上の義務を全て履践し、かつ遵守していること（但し、重大でない義務違反を除きます。）、⑤対象者の取締役会により、第一回公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、及び⑥公開買付者において、公開買付者による対象者株式の取得に関して、中華人民共和国商務部（以下、「中国商務部」といいます。）による承認を得ていることを条件とする旨を合意しております。なお、公開買付者は、その裁量により、かかる条件の全部又は一部の未成就を主張する権利を放棄し、第一回公開買付けを開始することができます。

また、公開買付者はPCP9より、本応募契約において、PCP9所有株式の全てについて第一回公開買付けに応募する旨の合意を得ておりますが、当該応募の前提条件（①第一回公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、②本応募契約上の公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、③第一回公開買付けを制限又は禁止することを求める司法・行政機関等によって提起された措置、訴訟又は手続きは係属しておらず、かつ、第一回公開買付けを制限又は禁止する旨の、法令、規則、規制若しくはガイドライン又は司法・行政機関等の判断等も効力を有していないこと、④公開買付者が履践すべき本応募契約上の義務を全て履践し、かつ遵守していること（但し、重大でない義務違反を除きます。）（注2）、⑤対象者の取締役会により、第一回公開買付けに対する適法な出席取締役全員一致の賛同意見表明決議がなされ、これが公表されており、かつ、かかる意見表明が撤回されていないこと、及び⑥公開買付者において、公開買付者による対象者株式の取得に関して、中国商務部による承認を得ていること。）が充足されなかった場合には、PCP9はPCP9所有株式に応募する義務を負いません。なお、PCP9は、その裁量により、かかる条件の全部又は一部の未成就を主張する権利を放棄し、第一回公開買付けに応募することができます。

また、公開買付者は、本応募契約において、①対象会社等（本応募契約において定義されている「対象会社等」を意味し、対象者並びにその子会社及び関連会社を意味します。以下同じです。）の財産状況若しくは事業運営に重大な影響を及ぼす事項が生じた場合若しくはかかる事項の生ずるおそれがあることを知った場合には、PCP9 は直ちに公開買付者に対して書面による通知を行うものとし、公開買付者及び PCP9 は第一回公開買付けに関する対応について誠実に協議すること、②PCP9 は、自らによる対象者株式の議決権の行使に関しては、公開買付者との事前の協議に基づき、これを行使するものとし、第一回公開買付けの決済日以降に開催される対象者の株主総会において議決権を有する場合における当該議決権の行使に関しては、公開買付者の指図に従って、これを行使すること、③PCP9 は、PCP9 による本応募契約上の義務違反及び表明保証違反に関して、全て PCP9 がこれらの義務違反又は表明保証違反の責任を負担し、公開買付者、対象会社等又はそれらの取締役、監査役若しくは従業員に対して、補償、補填又は賠償その他の金銭的又は非金銭的請求を行わないこと、④PCP9 は、第一回公開買付けの決済日までの間、対象者をして、対象者に適用のある全ての法令及び規則を遵守させ、対象者の通常の業務の範囲内でその事業を遂行させるように最大限努力するとともに、対象者をして、対象会社等の財政状態その他の財務・経営状況、事業内容又は事業の価値に重大な悪影響を与える行為を行わせないように最大限努力すること、⑤PCP9 は、本応募契約において企図されている取引を除き、公開買付者又は公開買付者の指定する者以外との間で、対象者株式の譲渡（公開買付者以外の第三者による公開買付けの実施を含みます。）、新株・新株予約権の発行、事業譲渡、株式移転、株式交換、会社分割、合併その他これらに類する取引についての申込み、申込みの誘引、承諾、交渉、取決め、合意及び実行を一切行ってはならないこと、等に合意しております。

（注1）本応募契約においては、公開買付者の表明保証事項として、公開買付者の設立及び存続、本応募契約の有効性及び法的拘束力、本応募契約の強制執行可能性、本応募契約の締結及び履行の法令等との抵触の不存在、並びに本応募契約の締結及び履行のための許認可等の取得に関する事項が規定されております。

（注2）本応募契約において、公開買付者が第一回公開買付けの開始までに履践又は遵守すべき義務としては、秘密保持及び公表に関する義務並びに権利義務の譲渡禁止等があります。

（5）第二回公開買付けに関する事項

①第二回公開買付けの概要

前記「（1）本公開買付けの概要」に記載のとおり、第一回公開買付けが成立した場合、公開買付者は第二回公開買付けを実施する予定です。なお、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第二回公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「第二回公開買付け期間」といいます。）は平成28年2月24日から平成28年4月6日までの30営業日とする予定です。

但し、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下、「第一回公開買付け期間」又は単に「公開買付け期間」といいます。）のやむを得ない延長その他これに準ずるやむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始の延期及び第二回公開買付け期間の変更（但し、第二回公開買付け期間は30営業日を下回らないものとします。）を行う可能性があります。この場合、公開買付者は、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後、実務的に可能な範囲で、第二回公開買付けを速やかに開始する予定です。

なお、第一回公開買付けが成立しなかった場合には、第二回公開買付けは実施されません。

第二回公開買付けは、PCP9 以外の対象者株主の皆様へ、第一回公開買付け価格626円よりも304円（48.6%）高く、また本件公表日の前営業日である平成27年10月5日（以下、「本基準日」といいます。）時点の市場価格にプレミアムが付された価格で、対象者株式を売却する機会を提供するものです。公開買付者は、第二回公開買付けによって、残りの対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としております。

②第一回公開買付け価格と第二回公開買付け価格とが異なる理由

公開買付者は、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図

しております。公開買付者は、前述のとおり、平成27年9月上旬に、PCP9との間で、PCP9所有株式について、1株当たり626円の第一回公開買付価格にて取得することで合意しました。並行して、公開買付者は、他の一般株主の皆様にも市場価格にプレミアムを乗せた価格での売却機会を提供することを目的として、対象者との間で、これらの株主の皆様が所有する株式を、第一回公開買付価格よりも相当に高い価格にて取得することについて検討し、対象者との間で交渉しました。第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なるのは、このように、公開買付者が別の相手方との間で異なる目的をもって行った交渉を経て決められた価格であること、及び、PCP9の大株主（株式所有割合82.13%）としての立場に鑑み、PCP9が受け取る1株当たりの対価が他の株主の皆様よりも低くなることについて、PCP9が、これまで対象者の再生を支援してきたところ、その目的はすでに果たされており、また、対象者の更なる成長のためには、本取引を通じて公開買付者との一体経営を実現することが有用であるとの考えのもと、本取引における他の株主の皆様への位置付けにも十分に配慮した上で了解したことによるものです。

③二段階公開買付けを実施する理由

金融商品取引法上、公開買付者は、PCP9及び他の株主の皆様から対象者株式を取得する場合は公開買付けを実施する必要があります。同法においては、一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することや、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、許容されておりません。そのため、公開買付者は、第一回公開買付けにおいてPCP9所有株式を第二回公開買付価格より低い価格にて取得することを目的として、及び第二回公開買付けにおいて残りの株式を他の株主の皆様から第一回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的として、二段階の公開買付けを実施することとしました。

④第二回公開買付価格の決定

公開買付者は、平成27年9月1日、第二回公開買付価格として、対象者に対し、当初1株当たり850円としたい旨の提案を行いました。当該提案に関して、公開買付者は、対象者からの要請を受けて、対象者の独立委員会において、本件両公開買付けの意義・目的、本件両公開買付け成立後の経営方針、及び第二回公開買付価格を含む本件両公開買付けの諸条件について説明を行いました。これに対し、対象者からは、平成27年9月23日、第二回公開買付価格を見直すよう要請がありました。これを受け、公開買付者は、同年9月30日、対象者に対し、第二回公開買付価格を1株当たり930円としたい旨の最終提案を行いました。

また、公開買付者は、第二回公開買付価格の決定にあたり、公開買付者及び対象者から独立した第三者算定機関であるリンカーン・インターナショナル株式会社（以下、「リンカーン」といいます。）から、平成27年10月6日付で対象者株式の価値に関する株式価値算定書（以下、「本株式価値算定書」といいます。）を取得し、その参考としております。

リンカーンは、対象者株式の価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。なお、公開買付者は、リンカーンから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。また、リンカーンは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 591円～681円
類似会社比較法	: 504円～1,146円
DCF法	: 789円～1,087円

市場株価平均法では、対象者株式のジャスダックにおける本基準日終値610円、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円（小数点以下切捨て。以下、終値平均値の計算において同じです。）、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円を基に、対象者株

式の1株当たりの株式価値の範囲を591円から681円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を504円から1,146円までと分析しております。

DCF法では、対象者が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を789円から1,087円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画期間における業績につきましては、受注残高が平成27年3月末において24,408百万円、対前期比116.8%と増加していること、わが国の経済見通しにつきましても引き続き景気の回復基調が継続すると見込まれること、また、対象者においても、更なる受注採算管理体制の強化、3Dソリッド設計化の推進、新興国生産拠点の活用等によるコスト低減等の収益改善施策を引き続き実行していることなどにより、平成28年3月期の業績が平成27年3月期実績に対し大幅な増収・増益が見込まれる項目があります。

公開買付者は、リンカーンから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、公開買付者において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成27年10月6日付の取締役会決議において、第二回公開買付け価格を1株当たり930円とすることを決定いたしました。

なお、第二回公開買付け価格である対象者株式1株当たり930円は、本基準日の対象者株式のジャスダックにおける終値610円に対して52.5%（小数点以下第二位を四捨五入。以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）、本基準日までの過去1ヶ月の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月の終値平均値671円に対して38.6%及び本基準日までの過去6ヶ月の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムを加えた金額となります。

（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、対象者の主要株主である筆頭株主のPCP9との間でPCP9所有株式（所有株式数11,262,112株、株式所有割合82.13%）全てについて本応募契約を締結しているところ、対象者の取締役7名のうち3名がフェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していること、対象者の監査役4名のうち1名がフェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び対象者の完全子会社化手続きは一連の行為として第一回公開買付けと一体のものみなされることに照らし、公開買付者及び対象者は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付け価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

以下の記載のうち対象者に関連する部分は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいて記載しております。

なお、公開買付者は、第二回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の応募を第二回公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、公開買付者としては、下記①乃至⑥までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

① 対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「⑤

当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 27 年 9 月 7 日に対象者の取締役会を開催し、同取締役会において、(i) 本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、公開買付者及びフェニックス・キャピタルグループから独立性を有し、また対象者の社外役員である土橋文彦氏、岡田正氏及び廣瀬眞市氏の 3 名から構成される独立委員会を設置すること、及び(ii) 独立委員会に対して、本件両公開買付けに関して対象者の取締役会が行う意見表明の決議その他の本取引に関連する取締役会の決議を行う場合の参考意見とするために、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続き、公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による対象者の企業価値向上等の観点から、本件両公開買付けを含む本取引が、対象者の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者の取締役会に対して意見を述べること（以下、「本委託事項」といいます。）を独立委員会に諮問することを決議したとのことです。

独立委員会においては、平成 27 年 9 月 11 日に第 1 回目の委員会が開催され、その後同年 10 月 6 日までの間に、合計 6 回の委員会が開催され、本委託事項についての協議及び検討が行われたとのことです。かかる独立委員会における協議及び検討に際しては、(i) 公開買付者による本取引の提案内容についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(ii) 対象者に対し、公開買付者の提案内容についての考え方及び本取引の対象者の企業価値に与える影響等についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iii) EY トランザクション・アドバイザー・サービス株式会社（以下、「EY TAS」といいます。）による株式価値算定の結果についての説明が求められ、これについての質疑応答が行われたこと、(iv) 本取引に係る関連資料等が提出されたこと等により、本取引に関する情報収集が行われたとのことです。

独立委員会は、これらを踏まえ、本委託事項について協議及び検討を行った結果、平成 27 年 10 月 6 日、委員全員一致の決議により、対象者の取締役会に対し、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続き、公開買付価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による対象者の企業価値向上等の観点から、平成 27 年 10 月 6 日時点の状況に基づく判断として、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないとする旨の答申を行い、同日付で対象者の取締役会に答申書（以下、「本答申書」といいます。）を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的として対象者から説明された、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容、及び本取引の目的に関する独立委員会から当社に対する質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本取引の目的は一定の合理性を有するものであるとの結論に至った。
- (ii) 本取引の交渉過程等の手続きについて、(a) 本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設立し、本答申書を参考とし、平成 27 年 10 月 6 日付の対象者の取締役会で決議する予定であること、(b) 対象者の取締役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の 3 名は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、平成 27 年 10 月 6 日開催予定の取締役会における審議及び決議にも出席しない予定であり、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る当社との協議・交渉に参加していないこと、また、対象者の監査役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する滝口勝昭氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記の取締役会にも出席しない予定であること、(c) 第二回公開買付価格につき、独立委員会での審議・検討内容を尊重した上で、第二回公開買付価格がより高いものとなるよう当社との協議及び交渉を行ったこと、また、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関である EY TAS に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成 27 年 10 月 6 日付で株式価値算定書（以下、「対象者算定書」といいます。）を取得したこと、並びに(d) 当社及びフェニックス・キャピタルグループから独立した対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、対象者は、本件両公開買付けにかかる交渉過程等の手続きについて、公正性及び適正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考えられる。
- (iii) 第一回公開買付価格については、(a) 第一回公開買付けについては、当社と PCP9 との交渉により両

社で合意したものであり、PCP9のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、(b)少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることから、対象者が価格の妥当性について意見を留保することは妥当であると考えられ、また、対象者の少数株主が応募することが想定されていない以上、本答申書において第一回公開買付け価格の公正性に関して論ずることは不要であると判断した。

第二回公開買付け価格については、(a)対象者は、当社、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であるEY TASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年10月6日付で対象者算定書を取得しており、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では591円～681円、DCF法では825円～1,116円、類似会社比準法では679円～1,033円と算定しており、この株式価値の算定につき、EY TASが独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、EY TASが株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付け価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b)第二回公開買付け価格である930円は、対象者算定書において、市場株価法によって算定された株式価値591円～681円に対して36.6%～57.4%高い水準であること、(c)第二回公開買付け価格である930円は、本基準日のジャスダックにおける対象者株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件に比べても遜色のない水準であると考えられること、(d)第二回公開買付け価格である930円は、直近の株価急上昇局面である平成27年6月を含め、支援機構による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける対象者株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(e)第二回公開買付け価格は、PCP9が応募する予定である第一回公開買付け価格626円よりも304円(48.6%)高い金額となっており、対象者の大株主であるPCP9と比しても少数株主は有利な対価を受け取ることができること、(f)第二回公開買付け価格を決定するに当たっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、対象者と当社が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、対象者と当社との協議及び交渉によって、当社から当初提案された公開買付け価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付け価格として決定されるに至ったことについて慎重な検討を行った結果、公正かつ妥当な価格であるとの結論に至った。なお、第二回公開買付け価格の検討に際しては、対象者が平成27年8月7日付で公表した決算短信記載の平成28年3月期の業績予想について予想どおり達成できることが見込まれることを前提にしている。

本件両公開買付けにおいて対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は株式併合その他の方法による本完全子会社化手続き(後に定義します。)においては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付け価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されるとのことであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付け価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考えられる。

- (iv) 本件両公開買付けを含む本取引による対象者の企業価値向上について、対象者及び当社から、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付け者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の(a)乃至(d)の記載内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引によって対象者の企業価値が向上すると対象者及び当社の判断に特段の不合理はないものとする。
- (v) その他、対象者及び公開買付け者は、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥他の買付け者からの買付け機会等を確保するための措置」に記載の措置をそれぞれ講じているところ、かかる措置はいずれも対象者の少数株主に有利に働くものであるとすることができる。

また、対象者によれば、今般、対象者は、公開買付け者から、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応が完了したため、平成27年12月21日、第一回公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、対象者が設置した独立委員会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその

旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成27年10月6日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の本答申書に関する補足意見（以下、「1月付補足意見」といいます。）を提出したとのことです。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、公開買付者、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であるEY TASに対象者株式の価値算定を依頼し、平成27年10月6日付で対象者算定書を取得したとのことです。EY TASは、公開買付者又は対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、EY TASから第二回公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

EY TASは、対象者株式の価値を算定するに当たり、対象者から事業の現状、対象者が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、さらに対象者へのマネジメント・インタビューを実施したうえで、対象者株式の価値を分析しているとのことです。EY TASは、株式価値の評価手法として市場株価法、DCF法及び類似会社比準法を採用しており、当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の評価範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 591円～681円
DCF法	: 825円～1,116円
類似会社比準法	: 679円～1,033円

市場株価法では、ジャスダックにおける対象者株式の本基準日までの直近1ヶ月間の終値の単純平均値591円、本基準日までの直近3ヶ月間の終値の単純平均値671円、本基準日までの直近6ヶ月間の終値の単純平均値681円、及び本基準日の終値610円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を、591円～681円と算定しているとのことです。

DCF法では、対象者が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画、本基準日までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した対象者の収益予想に基づき、対象者が将来（平成28年3月期以降）生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いた企業価値や対象者株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値を825円～1,116円と算定しているとのことです。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画期間における業績につきましては、受注残高が平成27年3月末において24,408百万円、対前期比116.8%と増加していること、わが国の経済見通しにつきましても引き続き景気の回復基調が継続すると見込まれること、また、対象者においても、更なる受注採算管理体制の強化、3Dソリッド設計化の推進、新興国生産拠点の活用等によるコスト低減等の収益改善施策を引き続き実行していることなどにより、平成28年3月期の業績が平成27年3月期実績に対し大幅な増収・増益が見込まれる項目があります。

類似会社比準法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式を分析し、1株当たりの株式価値を679円～1,033円と算定しているとのことです。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及びフェニックス・キャピタルグループから独立した対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法、独立委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、独立委員会の平成27年10月6日付の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえ、本件両公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討してきたとのことです。

かかる協議・検討を踏まえ、対象者は、平成27年10月6日開催の取締役会において、(i)現在、自動車用プレス金型の受注が増加している中、中長期的には、公開買付者グループとの連携により、グループにおける内製化、及びそれに伴う一層の品質向上を目指すことが可能となること、(ii)公開買付者の金型表面改質技術等を活用することで、製品の更なる高付加価値化が期待され、また、双方の取引先との新たな関係構築やビジネスの深耕を行うことで取引の拡大が見込まれ、両社にとって一層の業績向上が期待されること、(iii)対象者が強みを持ち、かつ成長著しい中国・アセアンにおいて両社の事業を一層拡大させるとともに、公開買付者が進出しているタイ・マレーシア及びトルコ等の拠点を効果的に活用することで、両社ともに海外における事業展開の強化及び業績の向上が期待されること、(iv)公開買付者及び対象者が一体となって経営資源を投入し、優れた技術を融合させることで、新素材の共同開発と加工の早期事業化を図り、新市場への参入を目指すことが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。また、第一回公開買付価格については、(i)第一回公開買付けについては、公開買付者とPCP9との交渉により両社で合意したものであり、PCP9のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、(ii)少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることが妥当であると判断したとのことです。第二回公開買付価格については、(i)前記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているEY TASによる対象者株式の価値算定の結果のうち、市場株価法に基づく算定結果を上回っていること、(ii)第二回公開買付価格である930円は、本基準日のジャスダックにおける対象者株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）に比べても遜色のない水準であると考えられること、(iii)第二回公開買付価格である930円は、支援機構による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける対象者株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(iv)第二回公開買付価格は、PCP9が応募する予定である第一回公開買付価格626円よりも304円（48.6%）高い金額であること、(v)第二回公開買付価格を決定するに当たっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、対象者と公開買付者が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、対象者と公開買付者との協議及び交渉によって、公開買付者から当初提案された公開買付価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付価格として決定されるに至ったことを踏まえ、第二回公開買付価格は対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

その上で、対象者は、平成27年10月6日開催の取締役会において、上記の各判断に基づき、三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏を除く出席取締役全員一致により、同時点における対象者の意見として、第一回公開買付けが開始された場合には、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議したとのことです。

また、対象者によれば、今般、対象者は、公開買付者から、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応が完了したため、平成27年12月21日、第一回公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、対象者が設置した独立委員会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成27年10月6日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の1月付補足意見を提出したとのことです。対象者は、かかる意見を踏まえ、本件両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、平成27年10月6日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日現在においても、平成27年10月6日時点における対象者の意見から変更はないと判断し、本日開催の対象者の取締役会において、第一回

公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付けの妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様への判断に委ねること、同日時点における対象者の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、第二回公開買付けに関しては、第二回公開買付けが開始される時点で、改めて第二回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。

また、本日開催の対象者の取締役会においては、出席した常勤監査役村上正明氏、監査役土橋文彦氏及び監査役廣瀬眞市氏の3名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役7名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の3名は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付けとの協議・交渉に参加していないとのことです。また、本取引に関する公正性を担保する観点から、対象者の監査役4名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する滝口勝昭氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席していないとのことです。

⑤ 公開買付けにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付け者は、前記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」の「④ 第二回公開買付け価格の決定」に記載のとおり、第二回公開買付け価格の検討に際して、リンカーンから本株式価値算定書を取得しております。

⑥ 他の買付け者からの買付け機会等を確保するための措置

対象者は、公開買付け者との間で、対象者が対抗的買付け提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買付け提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付け者は、第一回公開買付け期間については20営業日に設定しております。第一回公開買付け期間は比較的短期ですが、これは、第一回公開買付けはPCP9のみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないためであり、対象者の一般株主の皆様には本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではありません。公開買付け者は、第二回公開買付け期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定する予定です。公開買付け者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の一般株主の皆様には本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買付けに関する事項）

公開買付け者は、最終的には対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、本件両公開買付けを実施しますが、本件両公開買付けにおいて対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付け者は、第二回公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付け者が対象者の発行済株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを予定しております。

公開買付け者は、本件両公開買付けの成立により、その保有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付け者が会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。）第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、第二回公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定により、対象者の株主（対象者及び公開買付け者を除きます。）の全員に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求（以下、「本株式売

渡請求」といいます。)することを予定しております。

本株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、第二回公開買付価格と同額の金銭を対象者の株主(対象者及び公開買付者を除きます。)に対して交付することを定めます。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し本株式売渡請求の承認を求めます。対象者がある取締役会決議により本株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続きに従い、対象者の株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、本株式売渡請求において定めた取得日をもって、対象者の株主(対象者及び公開買付者を除きます。)の全員が所有する対象者株式の全部を取得します。この場合、当該各株主の所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各株主に対し、第二回公開買付価格と同額の金銭を交付します。なお、対象者プレスリリースによれば、本日時点においては、公開買付者より本株式売渡請求をしようとする旨の会社法第179条の2第1項各号の事項について通知を受けた場合には、対象者の取締役会は、公開買付者による本株式売渡請求を承認する予定とのことです。

他方で、本件両公開買付けの成立後、公開買付者の保有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、対象者株式の併合(以下、「株式併合」といいます。)を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会を開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、当該臨時株主総会において当該各議案に賛成する予定です。当該臨時株主総会において株式併合の議案についてご承認いただいた場合には、対象者の株主の皆様は、株式併合がその効力を生じる日において、株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様へ交付される金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。

また、株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全てを所有することとなるよう、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定する予定です。なお、当該臨時株主総会において株式併合の議案が否決された場合には、上記の株式併合は実行されないこととなります。

上記各手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、株式売渡請求がなされた場合については、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、株主は当該株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、株式併合がなされた場合であって、株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従い、対象者の株主は、対象者に対し、自己の所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の売買価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記各手続きについては、関係法令の改正や、関係法令についての当局の解釈等の状況、本件両公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び公開買付者以外の対象者の株主の対価の所有状況等によっては、実施に時間を要し、又はそれと概ね同等の効果を有するその他の方法に変更する可能性があります。

但し、その場合でも、本件両公開買付けに応募されなかった対象者の各株主(対象者及び公開買付者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格

と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続き及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。加えて、本件両公開買付けへの応募又は上記の各手続きにおける税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(8) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、ジャスダックに上場されていますが、公開買付者は、第一回公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、第一回公開買付けの結果次第では、ジャスダックの定める上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。また、第一回公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、第一回公開買付けの成立後に、公開買付者は、第二回公開買付けを実施する予定であり、第二回公開買付けの結果次第では、ジャスダックの上場廃止基準に従い、対象者株式は、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。さらに、第二回公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、前記「(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、本完全子会社化手続きを実施した場合には、ジャスダックの上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続きを経て上場廃止になります。なお、対象者株式が上場廃止となった場合は、対象者株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	株式会社富士テクニカ宮津																						
② 所在地	静岡県駿東郡清水町の場 20 番地																						
③ 代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 和久田 俊一																						
④ 事業内容	自動車用プレス金型及び各種金型の製造・販売等																						
⑤ 資本金	3,081 百万円																						
⑥ 設立年月日	1957 年 2 月 6 日																						
⑦ 大株主及び 持株比率 (平成 27 年 9 月 30 日現在) (注)	<table border="0"> <tr> <td>フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合</td> <td>82.12%</td> </tr> <tr> <td>無限責任組合員フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社</td> <td></td> </tr> <tr> <td>株式会社静岡銀行</td> <td>4.02%</td> </tr> <tr> <td>笠原 朗</td> <td>0.86%</td> </tr> <tr> <td>櫻井 道丈</td> <td>0.78%</td> </tr> <tr> <td>有限会社ロータストレーディング</td> <td>0.74%</td> </tr> <tr> <td>高橋 登志雄</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>株式会社小松製作所</td> <td>0.47%</td> </tr> <tr> <td>小泉 秀樹</td> <td>0.41%</td> </tr> <tr> <td>黒田 孝井</td> <td>0.36%</td> </tr> <tr> <td>日本証券金融株式会社</td> <td>0.25%</td> </tr> </table>	フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合	82.12%	無限責任組合員フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社		株式会社静岡銀行	4.02%	笠原 朗	0.86%	櫻井 道丈	0.78%	有限会社ロータストレーディング	0.74%	高橋 登志雄	0.55%	株式会社小松製作所	0.47%	小泉 秀樹	0.41%	黒田 孝井	0.36%	日本証券金融株式会社	0.25%
フェニックス・キャピタル・パートナーズ・ナイン投資事業有限責任組合	82.12%																						
無限責任組合員フェニックス・キャピタル・パートナーズ・テン株式会社																							
株式会社静岡銀行	4.02%																						
笠原 朗	0.86%																						
櫻井 道丈	0.78%																						
有限会社ロータストレーディング	0.74%																						
高橋 登志雄	0.55%																						
株式会社小松製作所	0.47%																						
小泉 秀樹	0.41%																						
黒田 孝井	0.36%																						
日本証券金融株式会社	0.25%																						
⑧ 公開買付者と対象者の関係																							
資本関係	当社と対象者との間には、記載すべき資本関係はありません。																						
人的関係	当社と対象者との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																						
取引関係	当社と対象者との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と対象者の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき取引関係はありません。																						

関連当事者への該 当 状 況	対象者は、当社の関連当事者には該当しません。また、対象者の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。
-------------------	---

(注) 大株主の持株比率は、発行済株式総数に占める所有株式数の割合として表示しております。

(2) 日程等

① 日程

公開買付開始公告日	第一回公開買付け：平成28年1月7日（木曜日） 第二回公開買付け：平成28年2月24日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス（ http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	第一回公開買付け：平成28年1月7日（木曜日） 第二回公開買付け：平成28年2月24日（水曜日）

② 届出当初の買付け等の期間

第一回公開買付期間：平成28年1月7日（木曜日）から平成28年2月4日（木曜日）まで（20営業日）

第二回公開買付期間：平成28年2月24日（水曜日）から平成28年4月6日（水曜日）まで（30営業日）

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から第一回公開買付期間の延長を請求する旨の記載がなされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成28年2月19日（金曜日）まで（30営業日）となります。

(3) 買付け等の価格

① 第一回公開買付価格

普通株式1株につき、金626円

② 第二回公開買付価格

普通株式1株につき、金930円

(4) 第一回公開買付け及び第二回公開買付けにおける買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(第一回公開買付価格)

当社は、PCP9の組合員であるフェニックス・キャピタルグループとの間で交渉を行いました。平成27年9月上旬に第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も引き続き本取引の諸条件について協議・交渉を行い、平成27年10月6日付の本応募契約において、PCP9所有株式11,262,112株を1株当たり626円で取得することに合意しました。これを受け、当社は第一回公開買付価格を1株当たり626円としております。第一回公開買付けでは、PCP9所有株式のみが応募されることが想定されております。

第一回公開買付価格である1株当たり626円は、本基準日（平成27年10月5日）のジャスダックにおける対象者株式の終値610円に対して2.6%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して5.9%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となり、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して6.7%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して8.1%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

(第二回公開買付価格)

当社は、平成27年9月1日、第二回公開買付価格として、対象者に対し、当初1株当たり850円としたい旨の提案を行いました。当該提案に関して、当社は、対象者からの要請を受けて、対象者の独立委員会において、本件両公開買付けの意義・目的、本件両公開買付け成立後の経営方針、及び第二回公開買付価格を含む本件両公開買付けの諸条件について説明を行いました。これに対し、対象者からは、平成27年9月23日、

第二回公開買付価格を見直すよう要請がありました。これを受け、当社は、同年9月30日、対象者に対し、第二回公開買付価格を1株当たり930円としたい旨の最終提案を行いました。

また、当社は、第二回公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるリンカーンから、平成27年10月6日付で本株式価値算定書を取得し、その参考としております。

リンカーンは、対象者株式の価値を算定するにあたり、対象者の財務状況、対象者株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行いました。なお、当社は、リンカーンから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、リンカーンは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていません。

本株式価値算定書によると、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 591円～681円
類似会社比較法	: 504円～1,146円
DCF法	: 789円～1,087円

市場株価平均法では、対象者株式のジャスダックにおける本基準日終値610円、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円及び本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を591円から681円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の価値を分析し、1株当たりの株式価値の範囲を504円から1,146円までと分析しております。

DCF法では、対象者が作成した平成28年3月期から平成30年3月期までの事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が平成28年3月期以降創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を789円から1,087円までと分析しております。なお、DCF法による分析に用いた対象者の事業計画期間における業績につきましては、受注残高が平成27年3月末において24,408百万円、対前期比116.8%と増加していること、わが国の経済見通しにつきましても引き続き景気の回復基調が継続すると見込まれること、また、対象者においても、更なる受注採算管理体制の強化、3Dソリッド設計化の推進、新興国生産拠点の活用等によるコスト低減等の収益改善施策を引き続き実行していることなどにより、平成28年3月期の業績が平成27年3月期実績に対し大幅な増収・増益が見込まれる項目があります。

当社は、リンカーンから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成27年10月6日付の取締役会決議において、第二回公開買付価格を1株当たり930円とすることを決定いたしました。

なお、第二回公開買付価格である対象者株式1株当たり930円は、本基準日の対象者株式のジャスダックにおける終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月の終値平均値671円に対して38.6%及び本基準日までの過去6ヶ月の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムを加えた金額となります。

② 算定の経緯

（第一回公開買付価格の決定に至る経緯）

公開買付者は、今後も成長が見込まれる自動車産業への事業拡大を一層進め、今後も激化する自動車業界における競争を勝ち抜くべく、公開買付者の中期経営計画に基づく事業戦略の検討を行った結果、対象者の

完全子会社化も視野に入れた本取引の可能性に関して、当社は、平成27年4月上旬に、対象者の主要株主である筆頭株主のPCP9の組合員であるフェニックス・キャピタルグループに対して本取引の可能性につき打診を行いました。以降、同グループとの間で協議を重ね、平成27年6月上旬、当社は、フェニックス・キャピタルグループに本取引に関しての提案を行い、同グループより前向きに検討する旨の回答を受けました。

これを受け、当社は、平成27年7月上旬に、対象者に対しても本取引に係る提案を行い、対象者に対するデュー・ディリジェンスを、対象者の了解を得て開始しました（なお、当該デュー・ディリジェンスは平成27年8月下旬に終了しております）。その後、平成27年8月下旬にフェニックス・キャピタルグループに対し本取引に係る提案を改めて行い、以後複数回にわたる協議・交渉を経て、平成27年9月上旬に第一回公開買付価格を含めた取引条件の大枠について合意し、その後も本取引の諸条件につき引き続き協議・交渉を行ってまいりました。

その結果、当社は、PCP9所有株式 11,262,112 株を1株当たり 626 円で取得することに合意しました。そこで、当社は第一回公開買付価格を1株当たり 626 円としております。

なお、第一回公開買付けについては、PCP9のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないため、当社は第一回公開買付価格の決定に当たって、第三者の意見の聴取は行っておりません。

（第二回公開買付価格決定に至る経緯）

前記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、当社はPCP9及び対象者それぞれから了解を得て、平成27年7月上旬から8月下旬にかけて、対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施しております。また、当社は、フェニックス・キャピタルグループとの協議・交渉と並行して、平成27年9月1日付で、対象者に対して本取引に関する提案書を提出し、以降、対象者との間においても、本取引の背景、完全子会社化のメリット、公開買付価格の考え方等について説明を行い、当事者間での協議・交渉を続けてまいりました。

こうした検討を経て、当社は、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応を終えること等を条件として、第一回公開買付けを実施することを平成27年10月6日付の取締役会決議において決定いたしました。その後、上記の条件が充足されたため、本取引の第一段階として、第一回公開買付けを、実施することと致しました。また、第一回公開買付けの成立・決済後速やかに、当社は、本取引の第二段階として、1株当たりの買付価格を930円とする第二回公開買付けを開始する予定です。

i. 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、第二回公開買付価格の決定にあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関であるリンカーンより提出された本株式価値算定書を参考にいたしました。なお、リンカーンは当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、リンカーンから第二回公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

ii. 当該意見の概要

リンカーンは、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者株式の価値算定を行っております。なお、リンカーンは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりです。

市場株価平均法	: 591 円～681 円
類似会社比較法	: 504 円～1,146 円
DCF法	: 789 円～1,087 円

iii. 当該意見を踏まえて第二回公開買付価格を決定するに至った経緯

当社は、リンカーンから取得した本株式価値算定書の算定結果に加え、当社において実施した対象者に対

するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本件両公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の直近における市場株価の動向及び第二回公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成 27 年 10 月 6 日付の取締役会決議において、第二回公開買付け価格を 1 株当たり 930 円とすることを決定いたしました。

(買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置)

当社は対象者の主要株主である筆頭株主の PCP9 との間で PCP9 所有株式（所有株式数 11,262,112 株、株式所有割合 82.13%）全てについて本応募契約を締結しているところ、対象者の取締役 7 名のうち 3 名がフェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していること、対象者の監査役 4 名のうち 1 名がフェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務していることに加え、第一回公開買付けが成立した場合には、その後の第二回公開買付け及び本完全子会社化手続きは一連の行為として第一回公開買付けと一体のものとみなされることに照らし、当社及び対象者は本件両公開買付けの公正性を担保するための措置（第二回公開買付け価格の公正性を担保するための措置を含みます。）及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

以下の記載のうち対象者に関連する部分は、対象者からの説明及び対象者プレスリリースの記載に基づいております。

なお、当社は、第二回公開買付けにおいて、買付予定数の下限を設けておらず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority) の応募を第二回公開買付けの成立の条件とはしておりませんが、当社としては、下記 i 乃至 vi までの措置を通じて、対象者の少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

i. 対象者における独立委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「⑤当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 27 年 9 月 7 日、独立委員会を設置し、本委託事項を独立委員会に諮問することを決議したとのことです。

独立委員会は、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「⑤当社における意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本委託事項について協議及び検討を行った結果、平成 27 年 10 月 6 日、委員全員一致の決議により、対象者の取締役会に対し、本取引の目的、本取引に至る交渉過程等の手続き、公開買付け価格その他本取引において少数株主に交付されることが予定されている対価の公正性、本取引による対象者の企業価値向上等の観点から、平成 27 年 10 月 6 日時点の状況に基づく判断として、本取引は対象者の少数株主にとって不利益なものでないとする旨の答申を行い、同日付で対象者の取締役会に本答申書を提出したとのことです。

独立委員会から受領した本答申書によれば、独立委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的として対象者から説明された、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の内容、及び本取引の目的に関する独立委員会から当社に対する質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本取引の目的は一定の合理性を有するものであるとの結論に至った。
- (ii) 本取引の交渉過程等の手続きについて、(a)本取引に係る意思決定過程の恣意性を排除し、公正性、透明性及び客観性のある意思決定過程を確立することを目的として、独立委員会を設立し、本答申書を参考とし、平成27年10月6日付の対象者の取締役会で決議する予定であること、(b)対象者

の取締役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の3名は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、平成27年10月6日開催予定の取締役会における審議及び決議にも出席しない予定であり、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る当社との協議・交渉に参加していないこと、また、対象者の監査役のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する滝口勝昭氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記の取締役会にも出席しない予定であること、(c)第二回公開買付価格につき、独立委員会での審議・検討内容を尊重した上で、第二回公開買付価格がより高いものとなるよう当社との協議及び交渉を行ったこと、また、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、当社、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であるEY TASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年10月6日付で対象者算定書を取得したこと、並びに(d)当社及びフェニックス・キャピタルグループから独立した対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法その他の留意点について法的助言を受けていることという措置を講じており、対象者は、本件両公開買付けにかかる交渉過程等の手続きについて、公正性及び適正性を担保するために慎重かつ十分な対応をしているものと考えられる。

- (iii) 第一回公開買付価格については、(a)第一回公開買付けについては、当社とPCP9との交渉により両社で合意したものであり、PCP9のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、(b)少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることから、対象者が価格の妥当性について意見を留保することは妥当であると考えられ、また、対象者の少数株主が応募することが想定されていない以上、本答申書において第一回公開買付価格の公正性に関して論ずることは不要であると判断した。

第二回公開買付価格については、(a)対象者は、当社、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関であるEY TASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成27年10月6日付で対象者算定書を取得しており、対象者算定書においては、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価法では591円～681円、DCF法では825円～1,116円、類似会社比準法では679円～1,033円と算定しており、この株式価値の算定につき、EY TASが独立委員会に行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、加えて、EY TASが株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は見当たらなかったこと、(b)第二回公開買付価格である930円は、対象者算定書において、市場株価法によって算定された株式価値591円～681円に対して36.6%～57.4%高い水準であること、(c)第二回公開買付価格である930円は、本基準日のジャスダックにおける対象者株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件に比べても遜色のない水準であると考えられること、(d)第二回公開買付価格である930円は、直近の株価急上昇局面である平成27年6月を含め、支援機構による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける対象者株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(e)第二回公開買付価格は、PCP9が応募する予定である第一回公開買付価格626円よりも304円(48.6%)高い金額となっており、対象者の大株主であるPCP9と比しても少数株主は有利な対価を受け取ることができること、(f)第二回公開買付価格を決定するに当たっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、対象者と当社が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、対象者と当社との協議及び交渉によって、当社から当初提案された公開買付価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付価格として決定されるに至ったことについて慎重な検討を行った結果、公正かつ妥当な価格であるとの結論に至った。なお、第二回公開買付価格の検討に際しては、対象者が平成27年8月7日付で公表した決算短信記載の平成28年3月期の業績予想について予想どおり達成できることが見込まれることを前提にしている。

本件両公開買付けにおいて対象者株式の全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に実施することが予定されている、株式等売渡請求又は株式併合その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、少数株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されることであることから、当該金銭の額については、第二回公開買付価格と同様の考え方により、公正性が担保された額であると考えられる。

- (iv) 本件両公開買付けを含む本取引による対象者の企業価値向上について、対象者及び当社から、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本

件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「②公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに公開買付け後の経営方針」の「(i) 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の (a) 乃至 (d) の記載内容等の説明を受けたが、かかる説明内容に特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引によって対象者の企業価値が向上するとの対象者及び当社の判断に特段の不合理はないものとする。

- (v) その他、対象者及び公開買付者は、対象者プレスリリースの「3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑥他の買付者からの買付機会等を確保するための措置」に記載の措置をそれぞれ講じているところ、かかる措置はいずれも対象者の少数株主に有利に働くものであるとすることができる。

また、対象者によれば、今般、対象者は、公開買付者から、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応が完了したため、平成 27 年 12 月 21 日、第一回公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、対象者が設置した独立委員会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成 27 年 10 月 6 日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の 1 月付補足意見を提出したとのことです。

ii. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、当社から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社、フェニックス・キャピタルグループ及び対象者から独立した第三者算定機関である EY TAS に対象者株式の価値算定を依頼し、平成 27 年 10 月 6 日付で対象者算定書を取得したとのことです。当該算定書の概要は、前記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」をご参照ください。

iii. 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、当社及びフェニックス・キャピタルグループから独立した対象者の法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所から、本取引における意思決定過程、意思決定方法、独立委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

iv. 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、独立委員会の平成 27 年 10 月 6 日付の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえ、本件両公開買付けに関する諸条件について慎重に協議・検討してきたとのことです。

かかる協議・検討を踏まえ、対象者は、平成 27 年 10 月 6 日開催の取締役会において、(i)現在、自動車用プレス金型の受注が増加している中、中長期的には、公開買付者グループとの連携により、グループにおける内製化、及びそれに伴う一層の品質向上を目指すことが可能となること、(ii)公開買付者の金型表面改質技術等を活用することで、製品の更なる高付加価値化が期待され、また、双方の取引先との新たな関係構築やビジネスの深耕を行うことで取引の拡大が見込まれ、両社にとって一層の業績向上が期待されること、(iii)対象者が強みを持ち、かつ成長著しい中国・アセアンにおいて両社の事業を一層拡大させるとともに、公開買付者が進出しているタイ・マレーシア及びトルコ等の拠点を効果的に活用することで、両社ともに海外における事業展開の強化及び業績の向上が期待されること、(iv)公開買付者及び対象者が一体となって経営資源を投入し、優れた技術を融合させることで、新素材の共同開発と加工の早期事業化を図り、新市場への参入を目指すことが可能となることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したとのことです。また、第一回公開買付価格については、(i)第一回公開買付けについては、公開買付者と PCP9 との交渉に

より両社で合意したものであり、PCP9のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されていないこと、(ii)少数株主のために、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済の完了後速やかに第一回公開買付け価格よりも高い価格を買付け等の価格として第二回公開買付けが実施される予定であることを踏まえ、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることが妥当であると判断したとのことです。第二回公開買付け価格については、(i)前記「② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているEY TASによる対象者株式の価値算定の結果のうち、市場株価法に基づく算定結果を上回っていること、(ii)第二回公開買付け価格である930円は、本基準日のジャスダックにおける対象者株式の終値610円に対して52.5%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値591円に対して57.4%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値671円に対して38.6%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値681円に対して36.6%のプレミアムをそれぞれ加えた金額となっており、同種の案件（完全子会社化を前提とした公開買付け案件）に比べても遜色のない水準であると考えられること、(iii)第二回公開買付け価格である930円は、支援機構による再生支援が完了した平成25年6月以降のジャスダックにおける対象者株式の終値の最大値である929円を上回る価格であること、(iv)第二回公開買付け価格は、PCP9が応募する予定である第一回公開買付け価格626円よりも304円(48.6%)高い金額であること、(v)第二回公開買付け価格を決定するに当たっては、利益相反を回避するための措置が講じられた上で、対象者と公開買付け者が独立した当事者として協議及び交渉を行った上で決定されており、対象者と公開買付け者との協議及び交渉によって、公開買付け者から当初提案された公開買付け価格である850円よりも高い価格が第二回公開買付け価格として決定されるに至ったことを踏まえ、第二回公開買付け価格は対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

その上で、対象者は、平成27年10月6日開催の取締役会において、上記の各判断に基づき、三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏を除く出席取締役全員一致により、同時点における対象者の意見として、第一回公開買付けが開始された場合には、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを併せて決議したとのことです。

また、対象者によれば、今般、対象者は、公開買付け者から、中国の競争法に基づき必要な手続き及び対応が完了したため、平成27年12月21日、第一回公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、対象者が設置した独立委員会に対して表明した意見に変更がないか否かを検討し、対象者の取締役会に対し、変更がない場合にはその旨、変更がある場合には変更後の意見を述べるよう諮問したとのことです。独立委員会は、上記諮問事項について検討を行った結果、平成27年10月6日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日、対象者の取締役会に対して、上記意見に変更がない旨の1月付補足意見を提出したとのことです。対象者は、かかる意見を踏まえ、本件両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、対象者としても、平成27年10月6日以後、本日までの間に、対象者の業況や本取引を取り巻く環境などに重大な変更がみられないことなどを確認し、本日現在においても、平成27年10月6日時点における対象者の意見から変更はないと判断し、本日開催の対象者の取締役会において、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、同日時点における対象者の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきことを決議したとのことです。

なお、対象者によれば、第二回公開買付けに関しては、第二回公開買付けが開始される時点で、改めて第二回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。

また、本日開催の対象者の取締役会においては、出席した常勤監査役村上正明氏、監査役土橋文彦氏及び監査役廣瀬眞市氏の3名はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、対象者の取締役7名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する三村智彦氏、貴島彰氏及び前野龍三氏の3名は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、対象者の立場において本取引の検討、本取引に係る公開買付者との協議・交渉に参加していないとのことです。また、本取引に関する公正性を担保する観点から、対象者の監査役4名のうち、フェニックス・キャピタルグループの役職員を兼務する滝口勝昭氏は、本取引に関するいずれの取締役会にも出席していないとのことです。

v. 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、前記「1. 買付け等の目的等」の「(5) 第二回公開買付けに関する事項」の「④ 第二回公開買付価格の決定」に記載のとおり、第二回公開買付価格の検討に際して、リンカーンから本株式価値算定書を取得しております。

vi. 他の買付者からの買付機会等を確保するための措置

対象者は、公開買付者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、第一回公開買付期間については、20 営業日に設定しております。第一回公開買付期間は比較的短期ですが、これは、第一回公開買付けはPCP9のみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないためであり、対象者の一般株主の皆様は本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではありません。当社は、第二回公開買付期間については、法令に定められた最短期間である20 営業日より長い30 営業日に設定する予定です。当社は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の一般株主の皆様は本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

③ 算定機関との関係

当社のフィナンシャル・アドバイザー（算定機関）であるリンカーンは、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して重要な利害関係は有しません。

(5) 買付予定の株券等の数

① 第一回公開買付け

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,713,125 株	11,262,112 株	— 株

(注1) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限をPCP9所有株式と同数の11,262,112株と設定しております。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限(11,262,112株)に満たない場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行いません。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限(11,262,112株)以上となった場合には、当社は応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 第一回公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は第一回公開買付けにより当社が取得する対象者株式の最大数(13,713,125株)を記載しております。なお、当該最大数は、対象者第60期第2四半期報告書に記載された平成27年9月30日現在の発行済株式総数(13,714,803株)から、対象者平成28年3月期第2四半期決算短信に記載された平成27年9月30日現在の対象者が所有する自己株式(1,678株)を控除した株式数(13,713,125株)になります。

(注3) 単元未満株式についても、第一回公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は、法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 第一回公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式(1,678株)を取得する予定はありません。

② 第二回公開買付け

現時点において、第一回公開買付けによる取得株式数が未定であるため、第一回公開買付けが成立し、第二回公開買付けが開始する際に改めて公表する予定です。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

① 第一回公開買付け

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	137,131 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.00%)
対象者の総株主等の議決権の数	137,101 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者(但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。)第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者第 60 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第 60 期第 2 四半期報告書に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数(13,714,803 株)から、対象者平成 28 年 3 月期第 2 四半期決算短信に記載された平成 27 年 9 月 30 日現在の対象者の所有する自己株式数(1,678 株)を控除した株式数(13,713,125 株)に係る議決権の数である 137,131 個を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

8,584 百万円(予定)

(注) 買付代金は、第一回公開買付けの買付予定数(13,713,125 株)に 1 株当たりの買付価格(626 円)を乗じた金額を記載しております。なお、PCP9 所有株式のみが第一回公開買付けに応募され、残りの株券等がすべて第二回公開買付けに応募された場合、第二回公開買付けの買付代金は最大で 2,279 百万円です。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日

第一回公開買付け：平成 28 年 2 月 12 日(金曜日)

(注) 法第 27 条の 10 第 3 項の規定により、対象者から第一回公開買付け期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、第一回公開買付け期間は、平成 28 年 2 月 19 日(金曜日)まで(30 営業日)となり、第一回公開買付けの決済開始日は、平成 28 年 2 月 26 日(金曜日)になります。この場合、第二回公開買付けの開始日にも影響を与えることとなります。

第二回公開買付け：平成 28 年 4 月 13 日(水曜日)

③決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下、「応募株主等」といいます。）の住所又は所在地（外国人株主等の場合はその常任代理人の住所）宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付け等を行った株券等に係る売却代金は応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか（送金手数料がかかる場合があります。）、公開買付代理人の応募受付をした応募株主等の口座へお支払いします。

④株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき株券等の全部の買付け等を行わないこととなった場合には、返還することが必要な株券等は、公開買付期間末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以降遅滞なく、応募が行われた時の公開買付代理人に開設した応募株主口座の状態に戻すことにより返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

①法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,262,112 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（11,262,112 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

令第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

④応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 16 時までに応募受けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に解除書面（公開買付応募申込受付票及び公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面）を交付又は送付して下さい。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 16 時までには到達することを条件とします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金を応募株主等に請求すること

はありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条第 2 項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

⑥訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第 27 条の 8 第 11 項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

⑧その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本書又は関連する買付書類は米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

第一回公開買付け：平成 28 年 1 月 7 日（木曜日）

第二回公開買付け：平成 28 年 2 月 24 日（水曜日）

(11) 公開買付代理人

大和証券株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 公開買付け後の方針

公開買付け後の方針等については前記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本取引が平成28年3月期当社連結業績予想に与える影響につきましては、現在精査中であり、業績予想の修正が必要となった場合は速やかにお知らせいたします。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

①本件両公開買付けに対する賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成27年10月6日、同時点における対象者の意見として、第一回公開買付けが開始された場合には、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねることを決議したとのことです。

また、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済が完了してから速やかに、公開買付者が第一回公開買付けよりも高い価格での第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者の取締役会は本日時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を所有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを併せて決議したとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、今般、対象者は、公開買付者から、本公開買付けを開始したい旨の連絡を受け、本件両公開買付けに関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、本日現在においても、平成27年10月6日時点における対象者の意見からの変更はないとの判断をしたことから、本日開催の対象者の取締役会において、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、第一回公開買付け価格の妥当性については意見を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねること、本日時点における対象者の意見として、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきことを決議したとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、第二回公開買付けに関しては、第二回公開買付けが開始される時点で、改めて第二回公開買付けに関する意見表明を行う予定とのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、前記「1. 買付け等の目的等」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者は、本日付で「関係会社への出資見直しの検討に関するお知らせ」を公表しております。それによれば、対象者は、対象者の中国における関係会社であり、三井物産株式会社との合弁会社である烟台三井富士汽車模具有限公司に対する対象者の出資持分について、売却を含め戦略的に見直しを行い、業務上の提携を解消する選択肢を検討しているとのことです。詳細については、当該公表内容をご参照ください。

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本件両公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本件両公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本件両公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、株式会社富士テクニカ宮津株式を取得した場合における、公開買付者の経営陣の考え方に基づく、事業展開の見通しを記載しております。実際の結果は多くの要因によって、これらの見込みから大きく乖離する可能性があります。

この情報には公開買付者、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予想する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する表現が含まれている場合があります。こうした表現は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の状況により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する表現の現行化の義務を負うものではありません。

【米国規制】

本件両公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本件両公開買付けに応募することはできません。また、本件両公開買付けに係るプレスリリース又は関連する書類は米国においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本件両公開買付けへの応募はお受けしません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本件両公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、仮にこのプレスリリースが受領されても、本件両公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。